帰国･外国人児童生徒が生き生きと学校生活を送るために

～受入れと指導のＱ＆Ａ～

北海道教育庁義務教育課

令和５年度版

まえがき

近年、日本に在留する外国人は増加の一途をたどっており、国において、「日本語教育の推進に関する法律」により策定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に基づき、令和２年７月に「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」が策定されるなど、市町村や学校における外国人児童生徒等教育の充実が一層求められています。

このような中、北海道においても、外国人の子どもは年々増加傾向にあり、こうした子どもたちの受入れ体制の整備や日本語指導、学校生活への適応指導の充実は、喫緊の課題となっています。

道教委では、各学校がこうした外国人の子どもを受け入れる際の参考となるよう、受入れ体制の整備や日本語指導の在り方などについて、Ｑ＆Ａで解説した本資料を作成しています。

この度、外国人の子どもたちが、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、日本語の初期指導のポイントや日本語指導のプログラムに係る解説を加え、内容の充実を図りました。

各学校や各市町村教育委員会においては、多文化共生の学校づくりに向け、本資料を積極的に活用し、受入れ体制の整備、日本語指導や学校生活への適応指導の充実に努めていただくようお願いします。

目　次

はじめに　異文化理解や多文化共生の視点に立った学校づくりを推進しましょう‥‥ 1

コラム　校長先生出番です！　東京学芸大学教授　吉谷　武志　氏

受入れ時の学校、学級担任の対応

1－1　面接時にはどのような内容を確認すればよいですか。‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 3

1－2　学級担任として、受入れ時に、どのような配慮が必要ですか。‥‥‥ 4

1－3　外国人保護者との連絡はどのようにすればよいですか。‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 6

1－4　あまり日本語が得意でない保護者とのコミュニケーションをとるには、どうしたらよいですか。‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 7

コラム　やさしい日本語をつかってみましょう　北海道教育大学准教授　伊藤　美紀　氏

2　学校生活への適応

2－1　学校生活になじめない様子が見られます。どのような配慮が必要ですか。‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 8

2－2　日本の学校のきまりを理解していない場合は、どのように対応をすればよいですか。‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 9

コラム　ピアスなどアクセサリーやよく聞く「問題行動」　東京学芸大学准教授　菅原　雅枝　氏

2－3　いじめを受けていると言って学校に行きたがらない場合は、どのような対応をすればよいですか。‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 10

2－4　給食が食べられない時は、どのような対応をすればよいですか。‥‥ 11

2－5　水泳の授業や日曜日の登校などで配慮することは何ですか。‥‥‥‥ 12

3　日本語指導･学習指導

3－1　初期段階の日本語指導では、どのようなことが大切ですか。‥‥‥‥ 13

3－2　まずはじめに、どのような日本語指導が必要ですか。‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 14

コラム　二つの「日本語」と二つの「言語能力」　北海道教育大学准教授　阿部　二郎　氏

3－3　サバイバル日本語の次にどのような指導が必要ですか。‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 16

3－4　日本語基礎とはどのようなプログラムですか。‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 17

3－5　技能別日本語とはどのようなプログラムですか。‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 18

3－6　JSL カリキュラムとはどのようなプログラムですか。‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 19

3－7　学習評価をどのように行うとよいですか。‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 20

3－8　帰国・外国人児童生徒のよさを生かした国際理解教育を進めるには、どのような点に配慮すればよいですか。‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 21

コラム　「国の紹介」の留意事項　北海道教育大学准教授　阿部　二郎　氏

3－9　高校入学者選抜や進路に向けた指導は、どのように行えばよいですか。‥‥‥ 22

4　日本語能力の把握（対話型アセスメント「DLA」）

4－1　児童生徒の日本語能力を把握するためには、どのような方法がありますか。‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 24

4－2　「DLA」を実施する際の配慮について　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 25

5　「特別の教育課程」による日本語指導

5－1　日本語指導が必要な児童生徒に対し、計画的に指導を行うための「特別の教育課程」とは、どのようなものですか。‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 27

5－2　指導計画にはどのようなことを記載するとよいですか。‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 28

5－3　指導計画を作成するに当たっては、どのようなことに留意すべきですか。　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 29

6　市町村教育委員会による外国人の子どもの就学促進の取組

6－1　就学の義務のない外国人の子どもの就学促進は、なぜ必要なのですか。‥ 30

6－2　学齢相当の子どもがいる外国人が住民登録に訪れた場合、どのような手順で対応したらよいですか。‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 31

6－3　当初の就学案内では、外国人が子どもの義務教育諸学校への就学を希望しなかった場合、その後、どのように対応したらよいですか。‥‥‥ 32

6－4　学齢を経過した外国人を公立の中学校で受け入れることは可能ですか。　‥‥‥ 33

6－5　市町村として受入れ体制を整備するために、どのような取組が必要ですか。　‥‥‥ 34

7　各種様式･資料

7－1　受入れ時調査票様式例　（英語版・中国語版・タガログ語版・スペイン語版）‥ 36

7－2　指導計画の参考様式　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 44

7－3　児童生徒理解支援シート参考様式　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 47

7－4　教材等各種ＨＰリスト　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 52

はじめに　異文化理解や多文化共生の視点に立った学校づくりを推進しましょう

外国人児童生徒等教育の推進に当たっては、異文化理解や多文化共生の視点が重要です。

日本人と外国人の子どもが、異なった文化を互いに理解するとともに、相互に助け合い、時には葛藤しながらも認め合う態度・資質を育むことが求められます。

異文化理解や多文化共生の視点に立った教育を推進することにより、外国人の子どもが日本の文化や習慣について理解できるようになることや、日本人の子どもと外国人の子どもが共に学ぶことで、異文化を理解する能力やコミュニケーション能力が育まれるといった効果が期待できます。

管理職は、異文化理解や多文化共生の視点も含め外国人児童生徒等教育についての明確なビジョンを示し、全教職員で目標を共有することにより、学校の教育活動全体で取り組んでいくようにすることが大切です。

管理職

・学校全体で受け入れる全教職員の体制づくり
・外部関係機関等との窓口

日本語指導担当教員

（教務主任や日本語指導担当者、受入れチームなど、学校の実情に合わせて設定）
・校内における調整役
・受入れ体制の整備
・学級担任のサポート
・「特別の教育課程」の編成・実施

生徒指導担当教諭

・日常的な観察、声掛け等
・生徒指導上の問題の解決に向けた支援

養護教諭

・学級担任等と連携し、対象児童生徒の心身の健康の支援、見守り

学級担任

・学級における受入れの主体者
・指導要録の作成、「特別の教育課程」の編成・実施

学籍担当・学校事務

・事務手続き全般

その他の教員

・学級担任等と連携し、対象児童生徒の観察や教科指導の支援
・別室における日本語や教科等の個別指導の支援、見守り

外部支援者

・対象児童生徒及び保護者と母語による教育相談
・日本語指導や適応指導の支援

栄養教諭

・対象児童生徒のゆかりのある国の食習慣等の情報収集
・対象児童生徒のゆかりのある国の食事を生かした食育の実践

コラム

校長先生出番です！

東京学芸大学教授　吉谷　武志

日本語指導の必要な外国人児童生徒、帰国児童生徒、そして国際結婚やその他様々な理由で日本語指導が必要な児童生徒が増えています。それは都会や一部の外国籍者の集住都市だけではなく、全国的な傾向です。北海道においても札幌市内だけでなく、全道各地の中規模都市や小規模町村でも起こっていることです。

「日本語指導の必要な」状態は、すでに皆さんよくご存じのように一人ひとりの児童生徒によって異なります。初期のサバイバル期、つまり初歩からの日本語が必要な児童生徒から、生活には不自由はないけれど、教室での学習にはまだまだついていけない日本語力の児童生徒まで様々です。本国・出身地での学習歴がしっかりとしていて、年齢相応の学ぶ力や知識があるにもかかわらず、日本語での学びができないために悔しい思いをしている児童生徒もいます。さらに、日本語が得意ではない児童生徒であるということは、同時に他の言語話者であったり、本人や家族の文化背景が異なるという多文化の背景をもっている児童生徒でもあったりします。

これほど多様な児童生徒を受け入れる学校は、全職員一丸となって、まさに「チーム学校」となって、こうした児童生徒を受け入れる必要があります。一人ひとりの先生方が、熱意をもってあたるのはもちろんですが、担任、専科、教務主任、事務職員、技術職員、そして配置されていれば、もちろん日本語指導担当者、支援者の方が協力する事が必要です。そのためには、司令塔である管理職の先生方、特に校長先生がどのような意識をもち、方針を示されるのか、学校はリーダーシップ、経営手腕の試される場になるでしょう。

こうした「特別なニーズ」をもつ児童生徒の受け入れは、もちろん、学校では長く取り組まれてきており、これまでも児童生徒は大事にされてきています。日本語指導の必要な児童生徒にも、その方法を応用することが求められています。日本語指導の工夫、在籍学級での授業の工夫、どの子にも配慮し、理解しやすい授業や受け入れの工夫はユニバーサルデザインの授業、学校のユニバーサルデザイン化そのものです。一人ひとりを大切にする人権教育や異文化理解（相互理解）はグローバル化する日本社会の教育の鍵でもあります。

さあ、校長先生や管理職の先生方、まさに出番です。

日本の将来を左右しかねない課題の一つに、「チーム学校」で取り組んでいただけませんか。私たちも応援したいと思います。

まず、最初に何が必要なのかについては、本手引きとともに、私たちも作成に協力した『外国人児童生徒受け入れの手引き』（文部科学省国際教育課編、平成 23 年 3 月）をご覧下さい。よろしくお願いします。